

草津市公報

発行日 令和3年2月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 3 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 規 則

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則（職員課） 2

◎ 告 示

- 草津市議会臨時会の招集について（総務課） 2
- 草津市立草津駅前地下駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱の一部を改正する要綱（交通政策課） 2
- 草津市立草津駅前地下駐車場定期駐車券交付要綱の一部を改正する要綱（交通政策課） 3
- 草津市一般会計補正予算等の要領について（総務課） 3
- 草津市日中一時支援事業等の受け入れ体制強化事業費補助金交付要綱（障害福祉課） 4
- 草津市訪問入浴サービス等体制強化事業費補助金交付要綱（障害福祉課） 5
- 公示送達について（生活支援課） 7
- 草津市営住宅住戸改善事業実施要綱（住宅課） 8
- 生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関開設者の氏名変更について（生活支援課） 10
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の開設者氏名変更について（生活支援課） 11
- 生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課） 11
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課） 11
- 生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課） 12
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課） 12
- 公示送達について（納税課） 12
- 草津市高齢者日常生活用具給付等実施要綱の一部を改正する要綱（長寿いきがい課） 13
- 公示送達について（介護保険課） 14

◎ 公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 15
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 15
- 都市計画決定案の縦覧について（都市計画課） 16

◎ 教育委員会告示

- 草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課） 16

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について.....16

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について（上下水道総務課）.....17

規 則

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第1号

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則
(草津市事務分掌規則の一部改正)

第1条 草津市事務分掌規則(平成4年草津市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条健康福祉部の項中「健康増進課 健康増進係」を

「健康増進課 健康増進係

新型コロナウイルスワクチン対策室」に改める。

第6条健康福祉部の表健康増進課の項の次に次のように加える。

新型コロナウイルスワクチン対策室	(1) 新型コロナウイルスワクチン対策に関すること。 (2) 室の一般庶務に関すること。
------------------	---

(草津市職員の給与に関する規則)

第2条 草津市職員の給与に関する規則(昭和40年草津市規則第12号の2)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部局の部中「副部長」の右に「、新型コロナウイルスワクチン対策室長」を加える。

(草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第3条 草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年草津市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1級別職務表1一般行政職給料表級別職務表7級の項中「教育部副部長」の右に「、新型コロナウイルスワクチン対策室長」を加える。

(草津市出納員規則の一部改正)

第4条 草津市出納員規則(平成6年草津市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

さわやか保健センター	所長
------------	----

」を

「

さわやか保健センター	所長
新型コロナウイルスワクチン対策室	室長

」に

改める。

付 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

(令和3年2月1日揭示済み)

告 示

草津市告示第12号

草津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年1月21日

草津市長 橋 川 涉

1 期 日 令和3年1月27日

2 場 所 草津市議会議場

3 付議事件

令和2年度草津市一般会計補正予算(第8号)

(令和3年1月21日揭示済み)

草津市告示第13号

草津市立草津駅前地下駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年1月22日

草津市長 橋 川 涉

草津市立草津駅前地下駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱の一部を改正する要綱
草津市立草津駅前地下駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱(平成8年草津市告示第35号)の一部を

草津市告示第16号

草津市日中一時支援事業等の受け入れ体制強化事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和3年1月28日

草津市長 橋川 渉

草津市日中一時支援事業等の受け入れ体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対策に要した費用を補助することで、事業所の運営を支援し、もって市民が安心して障害福祉サービスを利用できるようにするため、予算の範囲内において草津市日中一時支援事業等の受け入れ体制強化事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」に基づき市が行う地域活動支援センター基礎的事業および地域活動支援センター機能強化事業ならびに日中一時支援事業を市内で行う事業所であって、他の補助事業の補助金を受けていないもの(以下「事業所」という。)とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の対象となる経費および補助金の額は、別表に定めるところとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業所は、規則第3条の補助金等交付申請書に草津市日中一時支援事業等受け入れ体制強化事業費補助金所要額調査書(別記様式第1号)を添付し、市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、事業を実施する年度の2月26日までにを行うものとする。

(変更交付申請)

第5条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、規則第3条の補助金等交付申請書に草津市日中一時支援事業等受け入れ体制強化事業費補助金所要額

変更調書(別記様式第2号)を添付し、市長に提出するものとする。

(実績報告)

第6条 事業が完了した者は、規則第13条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付し、事業完了後1月以内または補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

(1) 草津市日中一時支援事業等受け入れ体制強化事業費補助金精算書(別記様式第3号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が補助金を交付することが適当でないときと認めるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条に規定する実績報告書の提出については、なお従前の例による。

別表

事業名	補助金の額	補助対象経費
地域活動支援センター基礎的事業および機能強化事業	補助対象経費と1,000,000円を比較して少ない方の額	令和2年4月1日以降に日中一時支援事業等の受け入れ体制強化事業の実施に要した報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、
日中一時支援事業	補助対象経費と87,000円を比較して少ない方の額	役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料および賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、助成金、交付金

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別記

様式第1号(第4条関係)

草津市日中一時支援事業等受け入れ体制強化事業費補助金所要額調書

事業所名 _____ (単位:円)

事業費	対象経費		
	科目	金額	積算内訳
日中一時支援事業等受け入れ体制強化事業			
事業費合計			

様式第2号(第5条関係)

草津市日中一時支援事業等受け入れ体制強化事業費補助金所要額変更調書

事業所名 _____ (単位:円)

事業費	対象経費		
	科目	金額	積算内訳
日中一時支援事業等受け入れ体制強化事業			
事業費合計			

様式第3号(第6条関係)

草津市日中一時支援事業等受け入れ体制強化事業費補助金所要額精算書

事業所名 _____ (単位:円)

事業費	対象経費		
	科目	金額	積算内訳
日中一時支援事業等受け入れ体制強化事業			
事業費合計			

※1 職員を雇用した場合は、契約書等(雇用形態、賃金等の雇用条件が分かるもの)および出勤簿等(勤務実態が分かるもの)を添付すること。

※2 購入等に係る領収書の写しを添付すること。

(令和3年1月28日掲示済み)

草津市告示第17号

草津市訪問入浴サービス等体制強化事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和3年1月28日

草津市長 橋川 渉

草津市訪問入浴サービス等体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対策に要した費用を補助することで、事業所の運営を支援し、もって市民が安心して障害福祉サービスを利用できるようにするため、予算の範囲内において草津市訪問入浴サービス等体制強化事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補

助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の交付の対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」に基づき市が行う訪問入浴サービスおよび意思疎通支援事業ならびに移動支援事業を市内で行う事業所であって、他の補助事業の補助金を受けていないもの（以下「事業所」という。）とする。

（補助金の額等）

第3条 補助金の対象となる経費および補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする事業所は、規則第3条の補助金等交付申請書に草津市訪問入浴サービス等体制強化事業費補助金所要額調書（別記様式第1号）を添付し、市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、事業を実施する年度の2月26日までにを行うものとする。

（変更交付申請）

第5条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、規則第3条の補助金等交付申請書に草津市訪問入浴サービス等体制強化事業費補助金所要額変更調書（別記様式第2号）を添付し、市長に提出するものとする。

（実績報告）

第6条 事業が完了した者は、規則第13条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付し、事業完了後1月以内または補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

(1) 草津市訪問入浴サービス等体制強化事業費補助金所要額精算書（別記様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の返還）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条に規定する実績報告書の提出については、なお従前の例による。

別表

事業名	補助金の額	補助対象経費
訪問入浴サービス	補助対象経費と21,000円を比較して少ない方の額	令和2年4月1日以降に訪問入浴サービス等体制強化事業の実施に要した報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料および賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、助成金、交付金
意思疎通支援事業	補助対象経費と100,000円を比較して少ない方の額	
移動支援事業	補助対象経費と14,000円を比較して少ない方の額	

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別記
 様式第1号(第4条関係)
 草津市訪問入浴サービス等体制強化事業費補助金所要額調査書

事業所名 _____ (単位:円)

事業費	対象経費		
	科目	金額	積算内訳
訪問入浴サービス等体制強化事業			
事業費合計			

様式第2号(第5条関係)
 草津市訪問入浴サービス等体制強化事業費補助金所要額変更調査書

事業所名 _____ (単位:円)

事業費	対象経費		
	科目	金額	積算内訳
訪問入浴サービス等体制強化事業			
事業費合計			

様式第3号(第6条関係)
 草津市訪問入浴サービス等体制強化事業費補助金所要額精算書

事業所名 _____ (単位:円)

事業費	対象経費		
	科目	金額	積算内訳
訪問入浴サービス等体制強化事業			
事業費合計			

※1 職員を雇用した場合は、契約書等(雇用形態、賃金等の雇用条件が分かるもの)および出勤簿等(勤務実態が分かるもの)を添付すること。
 ※2 借入等に係る領収書の写しを添付すること。

(令和3年1月28日揭示済み)

草津市告示第18号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第4項により例によることとされている地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部生活支援課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年1月28日

草津市長 橋川 渉

- 送達すべき書類
生活保護法第63条による返還金決定通知書
- 送達を受けるべき者の氏名および住所

氏名 鶴谷 和彦
住所 不定

3 上記の書類については、令和3年2月4日に送達があったものとみなす。

(令和3年1月28日揭示済み)

草津市告示第20号

草津市営住宅住戸改善事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和3年1月28日

草津市長 橋川 渉

草津市営住宅住戸改善事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市営住宅の防災性および居住水準の向上と有効活用を図るために草津市市営住宅長寿命化計画に基づき市が行う住戸改善事業の実施に関し、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、草津市営住宅条例（平成9年草津市条例第17号。以下「条例」という。）および草津市営住宅条例施行規則（平成9年草津市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住戸改善事業 公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱（平成17年8月1日国住備第38-3号住宅局長通知。以下「要綱」という。）に基づいて実施する住戸改善、耐震改修事業等のうち、入居者の移転を伴うもの
- (2) 市営住宅 条例第2条第2号に定める公営住宅
- (3) 改善前住戸 住戸改善事業の対象となる住戸
- (4) 改善後住戸 住戸改善事業により改善された改善前住戸
- (5) 対象者 改善前住戸の入居者
- (6) 仮住戸 住戸改善事業の施行に伴い、対象者が改善後住戸へ入居するまでの間一時的に使用する市営住宅の住戸

(7) 移転 対象者が改善前住戸または仮住戸から退去すること。

(説明会の開催等)

第3条 市長は、住戸改善事業の施行に際しては、説明会の開催等の措置を講ずることにより、当該事業について対象者の理解と協力を得られるよう努めるものとする。

(移転通知等)

第4条 市長は、改善前住戸または仮住戸からの移転について、期限を定め、その期間内に移転すべき旨を移転通知書（別記様式第1号）により、対象者に通知するものとする。

2 対象者は、前項に規定する移転に関し承諾するときは、市長の指定する日までに移転承諾書（別記様式第2号。以下「承諾書」という。）を提出しなければならない。

(移転計画の提出)

第5条 前条に規定する承諾書を提出した対象者は、改善前住戸または仮住戸からの移転について、移転完了予定日等を記載した移転計画書（別記様式第3号。以下「計画書」という。）を市長の指定する日までに提出するものとする。

(移転完了届の提出)

第6条 前条に規定する計画書を提出した対象者は、移転が完了したときは、移転完了届（別記様式第4号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(仮住戸の確保)

第7条 市長は、住戸改善事業の円滑な推進を図るために必要と認めるときは、市営住宅における入居者の募集を適当な範囲において停止し、仮住戸の確保に努めるものとする。

(仮住戸の家賃)

第8条 仮住戸の家賃は、条例第14条に基づき決定した改善前住戸の家賃と同額とし、改善前住戸の家賃の納入をもって仮住戸の家賃の支払があったものとみなす。

2 前項における家賃は、仮住戸に移転した日の属する月から仮住戸から移転する日の属する月までの期間とする。

(移転料の請求)

第9条 第6条に規定する検査を受けた対象者は、移転の完了が認められたときは、移転料請求書（別記様式第5号。以下「請求書」という。）により、移

転料を請求するものとする。

(移転料の支払)

第10条 市長は、対象者より前条に規定する請求書の提出があったときは、住戸ごとに次の各号に定める移転料を予算の範囲内で支払うものとする。

(1) 改善前住戸から移転 移転補償費と事業協力費を合算した額

(2) 仮住戸から移転 移転補償費の額

2 前項の規定にかかわらず、市長は、承諾書を提出した対象者が移転料の前払を希望し、その必要があると認められる場合は、移転料前払請求書(別記様式第6号)により移転完了前に支払うことができる。

3 第1項各号に掲げる移転補償費は、要綱第8に基づく移転費を上限とする。

付 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

別記

様式第1号(第4条第1項関係)

年 月 日

様

草津市長

移転通知書

改善前住戸または仮住戸からの移転について、草津市営住宅住戸改善事業実施要綱第4条第1項に基づき、次のとおり通知しますので、現在居住されている住戸を明け渡し、移転完了期限までに移転してください。

記

- 1 移転先 団地 棟 号
- 2 移転元 団地 棟 号
- 3 移転完了期限 年 月 日

様式第2号(第4条第2項関係)

年 月 日

草津市長 宛

団地名 団地 棟 号
住 所
氏 名

移転承諾書

改善前住戸または仮住戸からの移転について、下記のとおり現在居住している住戸を明け渡し、移転完了期限までに移転することを承諾します。

記

- 1 移転先 団地 棟 号
- 2 移転元 団地 棟 号
- 3 移転完了期限 年 月 日

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

草津市長 宛

団地名 団地 棟 号
住 所
氏 名

移転計画書

改善前住戸または仮住戸からの移転について、移転通知書のとおり、現在居住している住戸を明け渡し、下記のとおり移転することを届け出ます。

記

- 1 移転先 団地 棟 号
- 2 移転元 団地 棟 号
- 3 移転完了予定日 年 月 日
- 4 鍵渡し希望日 年 月 日 午前・午後

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

草津市長 宛

団地名 団地 棟 号
住 所
氏 名

移転完了書

下記のとおり住戸の明け渡しおよび移転が完了しましたので、移転完了検査を受けたく届け出ます。

記

- 1 移転先 団地 棟 号
- 2 移転元 団地 棟 号
- 3 移転完了検査希望日 年 月 日 午前・午後

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

草津市長 宛

団地名 団地 棟 号
住 所
氏 名

移転料請求書

下記のとおり住戸改善事業実施に伴う移転料を請求します。

記

金	円
内訳	
移転料金額	円
既受領額	円
今回請求額	円
残額	円

(保証書)

金融機関		支店名	
預金種類	普通・当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

様式第6号(第10条第2項関係)

年 月 日

草津市長 宛

団地名 団地 棟 号
住 所
氏 名

移転料前払請求書

下記のとおり住戸改修事業の実施に伴う移転料の前払を請求します。

記

金 _____ 円

内訳	〔	移転料金額	_____ 円
		既受額	_____ 円
		今回請求額	_____ 円
		残額	_____ 円
〕			

(振込先)

金融機関		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

(令和3年1月28日揭示済み)

草津市告示第21号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき介護支援給付のための居宅介護担当機関(介護予防担当機関)として指定したもののうち、次のものから開設者氏名変更の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年1月29日

草津市長 橋 川 涉

事業所番号	変更年月日	管理者		名 称
		旧	新	
2570600326	令和3年1月1日	アンドン 美加子 〒525-0032 滋賀県草津市大路一丁目1-1-1501 昭和30年9月22日	井波 里江子 〒520-2276 滋賀県大津市里七丁目7-9 昭和33年11月1日	アサヒサンクリーン ケアプランセンター かがやきの杜

(令和3年1月29日揭示済み)

草津市告示第22号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから開設者氏名変更の届出があったので生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年1月29日

草津市長 橋川 渉

事業所番号	変更年月日	管理者		名称
		旧	新	
2570600326	令和3年1月1日	アンドン 美加子 〒525-0032 滋賀県草津市大路一丁目1-1-1501 昭和30年9月22日	井波 里江子 〒520-2276 滋賀県大津市里七丁目7-9 昭和33年11月1日	アサヒサンククリーン ケアプランセンター かがやきの杜

(令和3年1月29日掲示済み)

草津市告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年1月29日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
みなみ草津ファミリア歯科	草津市野路町663番地1 ソレイユ豊Ⅱ	令和2年 12月31日

(令和3年1月29日掲示済み)

草津市告示第24号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年1月29日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
みなみ草津ファミリア歯科	草津市野路町663番地1 ソレイユ豊Ⅱ	令和2年 12月31日

(令和3年1月29日掲示済み)

草津市告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年1月29日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
みなみ草津ファミリー歯科	草津市野路町694番地1	令和3年1月1日

(令和3年1月29日掲示済み)

草津市告示第26号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年1月29日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
みなみ草津ファミリー歯科	草津市野路町694番地1	令和3年1月1日

(令和3年1月29日掲示済み)

草津市告示第27号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不

明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年2月1日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税督促状 12件
- (2) 国民健康保険税督促状 34件
- (3) 差押調書（謄本） 3件
- (4) 配当計算書（謄本） 6件
- (5) 差押解除通知書 1件
- (6) 生命保険契約解約予告通知書 1件

計57件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年2月8日に送達があったものとみなす。

件数	氏名	住所	市・県民税	国民健康保険税
1	栗田 理恵	草津市沢川二丁目6番24-1001号 グランドメゾン草津東	令和2年度第3期	
2	神戸山 篤	草津市野村一丁目18番11-406号 北川マイルーム88	令和2年度第3期	
3	荒原 雪菜	草津市野村二丁目20番32-304号 フラン エール	令和2年度第3期	
4	姓名 秀治	草津市上笠四丁目2番25-206号 ベルヴィオウズ	令和2年度第3期	
5	森崎 有哉	草津市青地町581-1 コンフォートキヌ 1218号	令和2年度第3期	
6	森崎 有哉	草津市青地町581-1 コンフォートキヌ 1218号	令和2年度第3期	
7	西川 忠	草津市山寺町1166番地1 タイキん山寺社宅 6004号	令和2年度第3期	
8	俣士 繁知	草津市道分三丁目12-3 道分エイト 106号	令和2年度第3期	
9	児島 美穂	草津市木川町848番地1 ARPEGE草津 203号	令和2年度第3期	
10	藤田 久久	草津市野路東6丁目6-41 ハイツ玉川V402号	令和2年度第3期	
11	VALERA MITCHELL JACKSON MACDONAL	草津市野路九丁目10番1-205号 ハイツ玉川IV	令和2年度第3期	
12	GUNTURU NAVEEN	未定	令和2年度第3期	
1	鎌倉 友己	埼玉県さいたま市西区西大宮3丁目50-13 ミライカン 105号		令和2年度第5期
2	鎌倉 友己	埼玉県さいたま市西区西大宮3丁目50-13 ミライカン 105号		令和2年度第6期
3	祐成 好守	草津市駒井町126番地4		令和2年度第6期
4	加賀谷 明寛	草津市沢川二丁目7番50-B1号 YOSHIDA/ハイツ		令和2年度第6期
5	荒原 雪菜	草津市野村二丁目20番32-304号 フラン エール		令和2年度第6期
6	荒原 雪菜	草津市野村二丁目20番32-304号 フラン エール		令和2年度第6期
7	吉田 博	草津市上笠二丁目17番6-304号 アーバス草津		令和2年度第6期
8	高木 茂夫	草津市若竹町3番14号 ハイツナカハラ 302号		令和2年度第6期
9	田 洋	草津市大路二丁目15番39号		令和2年度第6期
10	駒井 薫子	草津市東草津二丁目9番33-403号 プリムヴェール		令和2年度第6期
11	HORNBUCKLE CHARLES ROY	草津市草津町1669番地1-106 レオパレスレオスマル		令和2年度第6期
12	安谷 直公	草津市青地町213番地1-231 ティアコート青地1		令和2年度第6期
13	LIANG HAOWEN 梁 浩文	草津市青地町270番地3 サンクリエート・ハヤシ香露館 1709号		令和2年度第6期
14	中島 凌汰	草津市青地町270番地3-1308 サンクリエート・ハヤシ香露館		令和2年度第6期
15	鈴 薫	草津市青地町581番地1-1513 コンフォートテラオ		令和2年度第6期
16	井手口 芳弘	草津市道分南三丁目2番36号		令和2年度第6期
17	稲生 博	草津市木川町854番地17棟2号		令和2年度第6期
18	LI YITIAN	草津市東矢倉一丁目2番11-201号 アセンブル		令和2年度第6期
19	WANG JIALONG	草津市東矢倉四丁目14番6-1707号 スチューデントHIROSE		令和2年度第6期
20	LI HUAJING	草津市野路東四丁目13番8-107号 アンビエンテ		令和2年度第6期
21	小倉 浩	京都市山科区西野段原17番地34		令和2年度第6期
22	WANG JIELEI 王 潔潔	草津市野路九丁目10番1-204号 ハイツ玉川IV		令和2年度第6期
23	PARK JIHO	草津市野路九丁目14番1-208号 ALTA南草津ビュー		令和2年度第6期
24	高木 雄男	草津市野路九丁目14番1-303号 ALTA南草津ビュー		令和2年度第6期
25	坂本 功	草津市野路九丁目14番1-407号 ALTA南草津ビュー		令和2年度第6期
26	渡辺 高文	草津市野路八丁目21番5-207号 PALACIO-KI		令和2年度第6期
27	濱野 成人	草津市矢橋町105番地1-523 カー・ソラツオ		令和2年度第6期
28	須藤 賢治	草津市矢橋町1524番地14		令和2年度第6期
29	北野 瑠己	草津市矢橋町69番地39		令和2年度第6期
30	山西 文雄	草津市南笠三丁目16番10号		令和2年度第6期
31	藤藤 一	草津市南笠三丁目22番15-1号		令和2年度第6期
32	NGUYEN THI MINH HUYN	草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム梨園		令和2年度第6期
33	ZHANG YUANDONG	草津市笠山四丁目2番45-1904号 ライズワールド IHARA		令和2年度第6期
34	NGUYEN THI PHUONG	京都市伏見区竹田東小屋1内町27番地 エクセル竹田 201		令和2年度第6期

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	吉田 翔一	草津市岡本町1000番地5湖風寮 808号	発番 令和2年12月11日 草納発第1460号
2	WANG JIALONG	草津市東矢倉四丁目14番6-1707号 スチューデントHIROSE	発番 令和2年12月11日 草納発第1472号
3	小相 真吉	草津市道分八丁目16番1号 ハイツフクナガ301号	発番 令和2年12月11日 草納発第1473号

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	國部 友則	富山県射水市片貝1308番地2レオパレスマイパレオII110	発番 令和2年12月24日 草納発第1540号
2	吉田 翔一	草津市岡本町1000番地5湖風寮 808号	発番 令和2年12月23日 草納発第1551号
3	LIU JINGYI	中国	発番 令和3年1月4日 草納発第1590号
4	小相 真吉	草津市道分八丁目16番1号 ハイツフクナガ301号	発番 令和3年1月6日 草納発第1622号
5	WANG JIALONG	草津市東矢倉四丁目14番6-1707号 スチューデントHIROSE	発番 令和3年1月8日 草納発第1633号
6	ZHU QING 朱 青	草津市矢倉二丁目5番41-503号 SAWARABIヨツバ	発番 令和3年1月8日 草納発第1634号

差押解除通知書 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	國部 友則	富山県射水市片貝1308番地2レオパレスマイパレオII110	発番 令和3年1月5日 草納発第1576号

生命保険契約解約予告通知書 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	飯田 直	草津市道分一丁目5番29号ルネス・アナン20F	発番 令和2年12月24日 草納発第1538号

(令和3年2月1日揭示済み)

草津市告示第28号

草津市高齢者日常生活用具給付等実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年2月1日

草津市長 橋川 渉

草津市高齢者日常生活用具給付等実施要綱の一部を改正する要綱

草津市高齢者日常生活用具給付等実施要綱(平成12年草津市告示第73号)の一部を次のように改正する。

第7条中「(別記様式第5号)を作成し、所定の事項を記載するものとする。」を「を作成するものとする。」に改める。

別表給付の部防犯ブザーの項を削る。

別記様式第5号を削る。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年2月1日揭示済み)

草津市告示第29号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年2月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和2年度 介護保険料額変更決定通知書

令和2年度 第7期介護保険料督促状

介護保険料還付通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年2月8日に送達があったものとみなす。

令和2年度介護保険料額変更決定通知書公示送達名簿

No.	氏名	住所
1	林 芳行	草津市矢倉二丁目2番28号 モゾン千成

令和2年度第7期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山本 治	草津市青地町961番地2
2	木村 博	草津市西大路町10番5-254号 シェルマンコーポ
3	松本 慶得	草津市南笠東一丁目13番24号
4	二神 康彦	草津市笠山一丁目9番40号
5	吉田 幸男	草津市岡本町601番地2 三洋建設
6	野瀬 久治	草津市西大路町6番36号
7	村屋 節子	草津市東草津一丁目7番19号 ハイツ中川 103号
8	横 治三郎	草津市大路三丁目5番12号 大路荘 5号
9	中水 龍彦	草津市東草津一丁目6番25号
10	松嶋 幹雄	草津市東草津一丁目2番13号コーポソレイユ 8棟 101号
11	山岡 照男	草津市若草二丁目13番地5
12	山口 ふらえ	草津市南笠東二丁目9番4号
13	橋 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
14	丸山 敏	草津市野路九丁目7番11-101号 ネバーランドハウス
15	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号
16	上間 清松	草津市草津三丁目2番6号 光マンション403号
17	佐山 義友	草津市木川町918番地 寺前回地 56号様左

介護保険料還付通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	川原 定夫	草津市笠山四丁目2番43-8号 一二美荘
2	寺田 鈴江	草津市下物町292番地

(令和3年2月1日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和3年1月25日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市追分二丁目8番15-201号 デン・プリシャインⅢ 西田 将大	草津市片岡町字下ツブ田180 番5 外1筆	174.66㎡	R3.1.25	1524

(令和3年1月25日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和3年1月26日

草津市長 橋 川 涉

開発協議を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市草津三丁目13番30号 草津市長 橋川 涉	草津市御倉町字狐塚110番1	15,250.49㎡	R3.1.26	1525

(令和3年1月26日揭示済み)

公 告

都市計画決定案の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、大津湖南都市計画地区計画を次のとおり決定しようとするので、同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間の満了の日までに草津市長に意見書を提出することができる。

令和3年2月1日

草津市長 橋 川 涉

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画地区計画

2 都市計画の名称

- (1) 下物町地区計画
- (2) 東海道草津宿本陣地区計画

3 都市計画を定める位置および区域

- (1) 草津市下物町の一部
- (2) 草津市草津一丁目の一部、草津二丁目の一部

4 都市計画の案の縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号
草津市都市計画部都市計画課

5 縦覧期間

令和3年2月2日（火）から令和3年2月15日（月）まで

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（令和3年2月1日揭示済み）

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第2号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月1日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

1 期 日 令和3年2月17日（水） 午前10時30分

2 場 所 教育委員会室

（令和3年2月1日揭示済み）

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第1号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和3年2月1日

草津市農業委員会

会長 山本英裕

1 期 日 令和3年2月10日（水） 午後1時30分

2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室

3 付議案件

- 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
- 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 3) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 4) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 特定農地貸付規程の変更の承認につき、意見を求めることについて
- 7) 農用地利用集積計画【農地中間管理権】（案）の決定につき、議決を求めることについて
- 8) 草津農業振興地域整備計画の変更（都市計画区域区分の変更に伴う農業振興地域の変更）につき、意見を求めることについて

（令和3年2月1日揭示済み）

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第3号

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の代表者の異動があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第4号の規定により告示する。

令和3年1月28日

草津市長 橋 川 涉

指定下水道工事店

指定番号 1111 西村建設株式会社

	新	旧	異動年月日
代表者氏名	嶋飼 潔	中村 好弥	令和2年 12月25日

(令和3年1月28日掲示済み)